

## VOC簡易測定技術分野WGの設置目的

VOC（揮発性有機物質）は大気中で光化学反応、物理反応等により、光化学オキシダントや浮遊粒子状物質（SPM）を生成する原因物質である。大気汚染防止法のVOCの排出規制と事業者が自主的に行う排出抑制により、VOCの排出総量を平成12年度から平成22年度までに3割削減することを目標としている。しかし、規制によって削減するのは1割程度と見込まれ、自主的取組に基づき削減すべき割合は2割程度と非常に大きく、規制対象外となる中小規模の施設からの自主的な取組を一層促進させる支援が必要である。

ここでは、排出事業者はVOC処理技術・低VOCの製品製造装置に加え、排出量を正確に把握し、最適な排出防止策を講じることができるよう、VOC測定器を導入することが望まれるが、簡易型の測定器は多くのメーカーから多様な機種が販売されているが、その精度、操作性、解析に要するコスト等の客観的なデータは提供されていない。

そこで、本WGは、環境技術実証事業の新たな技術分野として「VOC簡易測定技術」を導入するための基礎調査を実施することを目的とする。

### 参考1：環境省環境技術実証事業の目的

- 環境省では、既に適用可能な段階に有りがち有用と思われるが、環境保全効果等についての客観的な評価が行われていないために普及が進んでいない先進的環境技術について客観的に実証する「環境技術実証事業」（以下、実証事業）を実施している。
- 本実証事業は平成20年度から実施しており、本事業に先立ち、試行的に平成15年から19年まで「環境技術実証モデル事業」（以下、モデル事業）を実施している。

### 参考2：環境技術実証事業の概要

#### ② 環境技術の実証

- 本実証事業では、第三者機関（実証機関）による対象技術の実証を行っている。
- なお、本事業において「実証」とは、環境技術の開発者でも利用者でない第三者機関が、環境技術の環境保全効果、副次的な環境影響、その他環境の観点から重要な性能（環境保全効果等）を試験等に基づき客観的なデータとして示すことを指す。
  - 一定の判断基準を設けて基準に対する適合性を判定する「認証」とは異なる。

#### ③ 実証結果の活用・普及啓発

- 実証試験により得られた結果は、環境省が技術毎に報告書を取りまとめて公表・配付するとともに、環境技術実証事業ホームページ (<http://www.env.go.jp/policy/etv/>) にて広く一般に公開する。
- また、モデル事業及び実証事業で実証を行った技術を一般に広く普及させることを目的として、「環境省環境技術実証事業ロゴマーク」を定め、実証を行った技術に対してロゴマークを表示することが出来る。
- ロゴマークを図1に、また例としてVOC処理技術分野の昨年度までの実証事例を表1に記す。



図 1 環境省環境技術実証事業ロゴマーク

表 1 実証技術の例（中小事業所向けVOC処理技術）

実証技術	環境技術開発者	年度
Bioton（バイオトン）	株式会社荏原製作所	H18
K マットロール脱臭装置	東洋紡績株式会社	
酸化触媒方式 VOC 処理装置	株式会社山岸工業	
マックスオゾンリアクター(ガス処理用) MR-100 [オゾン分解処理]	吸着技術工業株式会社	H19
高温酸化触媒VOC脱臭処理装置	有限会社 アマリ精工	
酸化エチレン排ガス処理装置	ワイピー設備システム株式会社	

以上